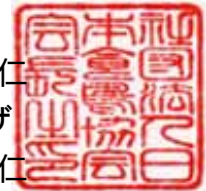


日鳥協発第18-207号
平成19年1月24日

関係各位様

(社)日本食鳥協会
会長 芳賀 仁
高病原性鳥インフルエンザ
関係対策本部長 芳賀 仁



食糧・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会
第22回家きん疾病小委員会及び高病原性鳥インフルエンザ
感染経路究明チーム第2回検討会の概要のお知らせ

表記のことについて、別添のとおりプレスリリースがあったのでお知らせします。
当検討会は、宮崎県清武町で発生した高病原性鳥インフルエンザについて検討されているものであり、防疫上極めて重要な感染経路について、環境省をも含め、その究明に努めておられるところです。

分離ウィルスの性状は、平成16年に発生した山口、大分、京都都府県の性状のものとは異なり、平成17年に中国で分離されたウィルス株と同じ系統であるとの報告がなされました。

なお、日向市の疑われる事例の発生を踏まえ、農林水産省では、防疫体制の的確な実施等を図るため、対策本部の開催が本日、開催されることを申し添えます。

今後の防疫対策の参考までにお知らせ致します。

おって、引き続き、万全の防疫対策の励行をお願いするところです。

別紙 プレスリリース

食糧・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第22回家きん疾病小委員会及び高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム第2回検討会の概要について

鶏肉、鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウィルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

平成19年1月23日
農 林 水 産 省

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第22回家きん
疾病小委員会及び高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム第2回
検討会の概要について

本日開催した標記について、概要を別添のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

【参考】

1. 鳥インフルエンザに関する情報
<http://www.maff.go.jp/tori/index.html>
2. 食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会家きん疾病小委員会概要等
http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/seisaku_shouhi.htm

【報道機関へのお願い】

1. 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。
2. 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

問い合わせ先

農林水産省消費・安全局動物衛生課

代 表 : 03-3502-8111

担 当 : 小倉 (内線 3008)、星野 (内線 3220)

直 通 : 03-3502-8292

当資料のホームページ掲載先 URL

<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第22回家きん疾病小委員会及び高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム第2回検討会（1月23日）

（ 概 要 ）

1 防疫対応の実施状況について

事務局から、発生の概要、発生農場及び移動制限区域内（半径10km以内）の周辺農場における防疫措置、周辺農場等における清浄性確認検査の状況等が報告された。

委員による議論の結果、以下の事項が整理された。

- ・今回、早期に防疫対応できた要因として、早期通報により他の農場等へのまん延が生じなかったこと、宮崎県や清武町のイニシアティブのもと、周辺自治体の協力や地元住民の理解を得ながら、殺処分鶏の焼却処分等の防疫措置が迅速に行われたこと等がある。

今回の経験を検証し、他の都道府県にも周知する等により、今後の危機管理対応に生かしていく必要がある。

- ・依然として、海外において本病が続発していることから、引き続き全国的な監視を徹底する必要がある。

なお、現在、宮崎県において設定されている移動制限区域内の周辺農家における鶏卵の出荷については、防疫指針に基づく措置を確実に実施した上で認めることは差し支えないとされた。

2 疫学調査等の実施状況について

事務局及び宮崎県担当者から、発生農場における人・資材・車両等の出入り、日常の消毒等の衛生措置状況等の疫学関連情報が報告された。この中で、発生農場においては、過去24週の間には鶏の導入がないことから、鶏の導入によるウイルスの侵入の可能性はないことが確認された。

また、環境省担当者から、冬鳥の飛来経路などについて報告があった。

委員による議論の結果、以下の事項が整理された。

- ・感染経路究明に当たっては、引き続き関係者から、人・資材・車両等の動き、発生農場の立地環境、1～3号鶏舎の鶏舎構造、野生生物の往来など現地の情報を収集する必要がある。
- ・野鳥調査の関連では、今後も環境省とも連携して、発生地周辺における野鳥の生息状況、野鳥のウイルス保有状況など関連情報を収集する必要がある。

3 分離ウイルスの性状の確認状況について

山口委員（動物衛生研究所）から、今回の分離されたA型鳥インフルエンザウイルスは、H5N1亜型で強毒タイプであり、遺伝子性状検査から、全ての遺伝子分節が鳥由来であること、2005年に中国の青海湖（Qinghai Lake：チンハイ・レイク）で分離されたウイルス株と同じ系統であり、同系統のウイルスは他にモンゴル、韓国、ロシアなどでも分離されていること、インドネシア、タイ、ベトナムで分離されたウイルスとは異なること、2004年にわが国で発生した際に分離されたウイルスとは異なること、が報告された。

委員による議論の結果、以下の事項が整理された。

- ・今回の報告だけで分離されたウイルスの由来、侵入経路を特定することは困難であるため、発生国からの人等の動きも含め疫学関連調査等と合わせて総合的に感染経路を検討していく必要がある。
- ・今後は、分離されたウイルスに関する各種鳥類、ほ乳類等の感受性を調査するため、ウイルスの接種試験（感受性試験）を実施する必要がある。

4 今後の予定

本日の検討を踏まえ、感染経路究明については、今後の調査計画を作成し、現地での詳細な調査を行いつつ検討を進めていく。

また、感染経路に関する検討がある程度とりまとめられた段階で、家きん疾病小委員会と合同会議を開催し、内容について検討する。